

議案第 131 号

伊賀市立学校設置条例の一部改正について

伊賀市立学校設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊賀市立学校設置条例（平成 16 年伊賀市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「			
	伊賀市立長田小学校	伊賀市長田2312番地 1	を
	伊賀市立新居小学校	伊賀市西高倉3146番地	
			」
「			
	伊賀市立上野北小学校	伊賀市西高倉3146番地	に改める。
			」

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。